

特定非営利活動法人ハートオブマインド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハートオブマインドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市丸山町4丁目301番2に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、丹南地域及びその周辺地域における障がい者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障がい福祉サービス事業と、障がい者とその家族の支援事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業
- (2) 障がい者及びその家族に対する生活支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印し

なければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 45 条 第 44 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

- 第 46 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田善宣
副理事長	笠島正美
理事	吉田徳男
理事	嶋川勝彦
理事	小形雅弘
監事	赤星弘毅

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 6 定款一部変更 平成 25 年 10 月 1 日
- 7 定款一部変更 平成 26 年 8 月 28 日
- 8 定款一部変更 平成 27 年 10 月 29 日
- 9 定款一部変更 平成 29 年 6 月 5 日
- 10 定款一部変更 令和 元年 6 月 20 日
- 11 定款一部変更 令和 8 年 月 日

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

1 事業実施の方針

障がいのある方にやりがいのある仕事、職場となるように支援を行う。

また、取引先との信頼関係を築いていくためにも、事業所一丸となって取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業	障がい者の社会生活の総合支援また、職業能力の開発、雇用機会の支援。 ・菓子製造や受託事業を実施。 (A型事業所)	通年	法人事業所	8人	20人	58,029
障がい者及びその家族に対する生活支援事業	障がい者の日常生活及び社会生活の総合支援。職業能力の開発、雇用機会の支援及び生活支援を行う。 ・受託事業を実施。 (B型事業所)	通年	法人事業所	5人	20人	30,070

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
	なし				

2026年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取助成金		
国庫助成金収入	4,000,000	
地方公共団体助成金収入	1,000,000	
民間助成金収入		5,000,000
3. 事業収益		
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業収入	53,000,000	
障がい者及びその家族に対する生活支援事業収入	35,600,000	
		88,600,000
4. その他収益		
受取利息・配当金	1,000	
雑収益	400,000	401,000
経常収益計		94,001,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	52,268,000	
法定福利費	3,000,000	
福利厚生費	1,400,000	
人件費計	56,668,000	
(2) その他経費		
売上原価(材料)	2,400,000	
外注加工費	700,000	
利用者工賃	8,000,000	
電力費	2,700,000	
水道光熱費	850,000	
賃借料	1,800,000	
消耗品費	800,000	
事務用品費	240,000	
修繕費	100,000	
旅費交通費	0	
車両維持費	2,300,000	
通信費	840,000	
地代家賃	3,276,000	
保険料	1,400,000	
農業副資材	96,000	
租税公課	5,000	
諸会費	100,000	
運賃	60,000	
支払手数料	600,000	
減価償却費	3,000,000	
私用車公用使用料	204,000	
支払利息	360,000	
研修費	100,000	
広告宣伝費	0	
交際費	0	
包装資材費	600,000	
事業雑費	900,000	
その他経費計	31,431,000	
事業費計		88,099,000

2026年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

(単位:円)

科 目	金 額		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,800,000		
給与手当	0		
法定福利費	350,000		
福利厚生費	0		
人件費計	3,150,000		
(2) その他経費			
研修費	0		
諸会費	0		
広告宣伝費	0		
通信運搬具	0		
印刷製本費	0		
新聞図書費	0		
交際費	0		
減価償却費	0		
租税公課	750,000		
事務消耗品費	0		
支払手数料	2,000,000		
貸倒引当金繰入	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費計	2,750,000		
管理費計		5,900,000	
経常費用計			93,999,000
当期計上増減額			2,000
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
固定資産売却損	0		
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			2,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			2,000
前期繰越正味財産額			14,349,000
次期繰越正味財産額			14,351,000

2026年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 8 年 4 月 1日 ~令和 9 年 3 月 31日

科目		金額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
経常収入の部	会費・入会金収入	0		
	事業収入	① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業収入	53,000	障害福祉サービス事業収益 37,400千円(3,116.6千円×12ヶ月) 障害福祉サービス等給付金 18,000千円(1,500千円×12ヶ月) 保険等査定額△2,400千円
		② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業収入	35,600	障害福祉サービス事業収益 11,600千円(966.6千円×12ヶ月) 障害福祉サービス等給付金 24,000千円(2,000千円×12ヶ月)
	補助金・助成金収入	5,000	国庫助成金 4,000千円 地方公共団体助成金 1,000千円	
	寄付金収入	0		
	雑収入	401	自販機販売手数料他	
	経常収入(A)	94,001		
事業費	① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業費	58,029	人件費 給与 職員7人分 18,000千円(1,500千円×12カ月)	
			A型利用者20人分 20,800千円(1,733.3千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	賞与 職員7人分 968千円(年間)	
			法定福利費(会社負担分) 2,000千円(166.6千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	福利厚生費 900千円(75千円×12カ月)	
			売上原価 2,250千円(187.5千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	外注加工費 700千円(58.3千円×12カ月)	
			電力費 2,100千円(175千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	水道光熱費 600千円(50千円×12カ月)	
			賃借料 1,200千円(100千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	消耗品費 400千円(33.3千円×12カ月)	
			事務用品費 120千円(10千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	修繕費 50千円(年間)	
			車両維持費(含ガソリン代) 1,750千円(145.8千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	通信費 432千円(36千円×12カ月)	
			地代家賃 876千円(73千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	保険料 1,280千円(106.6千円×12カ月)	
			農業副資材 0円	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	租税公課 5千円(年間)	
			諸会費 50千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	運賃 36千円(3千円×12カ月)	
			支払手数料 300千円(25千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	減価償却 2,000千円(年間)	
			私有車公用使用料 150千円(12.5千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	支払利息 180千円(15千円×12カ月)	
			研修費 78千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	包装資材費 324千円(27千円×12カ月)	
			事業雑費 480千円(40千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	人件費 給与 職員5人分 12,000千円(1,000千円×12カ月)	
			賞与 職員5人分 500千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	利用者工賃 B型利用者20人分 8,000千円(666.6千円×12カ月)	
			法定福利費(会社負担分) 1,000千円(83.3千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	福利厚生費 500千円(41.6千円×12カ月)	
			売上原価 150千円(12.5千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	電力費 600千円(50千円×12カ月)	
			水道光熱費 250千円(20.8千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	賃借料 600千円(50千円×12カ月)	
			消耗品費 400千円(33.3千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	事務用品費 120千円(10千円×12カ月)	
			修繕費 50千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	車両維持費(含ガソリン代) 550千円(45.8千円×12カ月)	
			通信費 408千円(34千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	地代家賃 2,400千円(200千円×12カ月)	
			保険料 120千円(10千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	農業副資材 96千円(8千円×12カ月)	
			租税公課 0千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	諸会費 50千円(年間)	
			運賃 24千円(2千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	支払手数料 300千円(25千円×12カ月)	
			減価償却 1,000千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	私有車公用使用料 54千円(4.5千円×12カ月)	
			支払利息 180千円(15千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	研修費 22千円(年間)	
			包装資材費 276千円(23千円×12カ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	30,070	事業雑費 420千円(35千円×12カ月)	
			事業費計 88,099	

管理費	役員報酬	2,800	理事長 (233.3千円×12ヶ月)
	法定福利費	350	社会保険料 (会社負担分) (29.1千円×12ヶ月)
	福利厚生費	0	
	会議費	0	
	諸会費	0	
	広告宣伝費	0	
	交際費	0	
	消耗品費	0	
	支払手数料	2,000	顧問料、事務手数料
	研修費	0	
	保険料	0	
	減価償却費	0	
	租税公課	750	年間消費税
	予備費 (雑費)	0	
管理費計	5,900		
経常支出合計 (B) = 事業費+管理費	93,999		
経常収支差額 (C) = (A) - (B)	2		
前期繰越正味財産額	14,349		
次期繰越正味財産額	14,351		

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

1 事業実施の方針

障がいのある方にやりがいのある仕事、職場となるように支援を行う。

また、取引先との信頼関係を築いていくためにも、事業所一丸となって取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲およ び予定人数	支出見 込額 (千円)
障害者総合支 援法に基づく 障がい福祉サ ービス事業	障がい者の社会生活 の総合支援また、職業 能力の開発、雇用機会 の支援。 ・菓子製造や受託事業 を実施。 (A型事業所)	通年	法人 事業所	8人	20人	58,631
障がい者及び その家族に対 する生活支援 事業	障がい者の日常生活 及び社会生活の総合 支援。職業能力の開 発、雇用機会の支援及 び生活支援を行う。 ・受託事業を実施。 (B型事業所)	通年	法人 事業所	5人	20人	29,800

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出見 込額 (千円)
	なし				

2027年度 活動予算書

令和 9年4月1日から令和 10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取助成金			
国庫助成金収入	4,000,000		
地方公共団体助成金収入	1,000,000		
民間助成金収入	0	5,000,000	
3. 事業収益			
障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業収入	55,404,000		
障がい者及びその家族に対する生活支援事業収入	35,600,000		
		91,004,000	
4. その他収益			
受取利息・配当金	1,000		
雑収益	400,000	401,000	
経常収益計			96,405,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	53,350,000		
法定福利費	2,700,000		
福利厚生費	1,400,000		
人件費計	57,450,000		
(2) その他経費			
売上原価(材料)	2,550,000		
外注加工費	700,000		
利用者工賃	7,500,000		
電力費	2,600,000		
水道光熱費	850,000		
賃借料	1,800,000		
消耗什器備品費	0		
消耗品費	800,000		
事務用品費	240,000		
修繕費	100,000		
車両維持費	2,300,000		
通信費	840,000		
地代家賃	3,276,000		
保険料	1,400,000		
農業副資材	96,000		
租税公課	5,000		
諸会費	100,000		
運賃	60,000		
支払手数料	600,000		
減価償却費	3,000,000		
私用車公用使用料	204,000		
支払利息	360,000		
研修費	100,000		
梱包資材費	600,000		
雑費	900,000		
その他経費計	30,981,000		
事業費計		88,431,000	

2027年度 活動予算書

令和 9年4月1日から令和 10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハートオブマインド

(単位:円)

科 目	金 額		
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,800,000		
給与手当	0		
法定福利費	350,000		
福利厚生費	0		
人件費計	3,150,000		
(2) その他経費			
研修費	0		
諸会費	0		
広告宣伝費	0		
通信運搬具	0		
印刷製本費	0		
新聞図書費	0		
交際費	0		
減価償却費	0		
租税公課	750,000		
事務消耗品費	0		
支払手数料	2,000,000		
貸倒引当金繰入	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費計	2,750,000		
管理費計		5,900,000	
経常費用計			94,331,000
当期計上増減額			2,074,000
III 経常外収益			
固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
固定資産売却損	0		
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			2,074,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			2,074,000
前期繰越正味財産額			14,351,000
次期繰越正味財産額			16,425,000

2027年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 9 年 4 月 1 日 ~令和 10 年 3 月 31 日

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
経常収入の部	会費・入会金収入	0		
	事業収入	① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業収入	55,404	障害福祉サービス事業収益 39,804千円(3,317千円×12ヶ月) 障害福祉サービス等給付金 18,000千円(1,500千円×12ヶ月) 保険等査定額△2,400千円
		② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業収入	35,600	障害福祉サービス事業収益 11,600千円(966.6千円×12ヶ月) 障害福祉サービス等給付金 24,000千円(2,000千円×12ヶ月)
	補助金・助成金収入	5,000	国庫助成金 4,000千円 地方公共団体助成金 1,000千円	
	寄付金収入	0		
	雑収入	401	自販機販売手数料他	
	経常収入(A)	96,405		
事業費	① 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業費	58,631	人件費 給与 職員7人分 18,600千円(1,550千円×12ヵ月)	
			A型利用者20人分 21,000千円(1,750千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	賞与 職員7人分 1,000千円(年間)	
			法定福利費(会社負担分) 2,000千円(166.6千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	福利厚生費 900千円(75千円×12ヵ月)	
			売上原価 2,400千円(200千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	外注加工費 700千円(58.3千円×12ヵ月)	
			電力費 2,000千円(166.6千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	水道光熱費 600千円(50千円×12ヵ月)	
			賃借料 1,200千円(100千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	消耗品費 400千円(33.3千円×12ヵ月)	
			事務用品費 120千円(10千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	修繕費 50千円(年間)	
			車両維持費(含ガソリン代) 1,750千円(145.8千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	通信費 432千円(36千円×12ヵ月)	
			地代家賃 876千円(73千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	保険料 1,000千円(83.3千円×12ヵ月)	
			農業副資材 0円	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	租税公課 5千円(年間)	
			諸会費 50千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	運賃 36千円(3千円×12ヵ月)	
			支払手数料 300千円(25千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	減価償却 2,000千円(年間)	
			私有車公用使用料 150千円(12.5千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	支払利息 180千円(15千円×12ヵ月)	
			研修費 78千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	包装資材費 324千円(27千円×12ヵ月)	
			事業雑費 480千円(40千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	人件費 給与 職員5人分 12,200千円(1,016.6千円×12ヵ月)	
			賞与 職員5人分 550千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	利用者工賃 B型利用者20人分 7,500千円(625千円×12ヵ月)	
			法定福利費(会社負担分) 700千円(58.3千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	福利厚生費 500千円(41.6千円×12ヵ月)	
			売上原価 150千円(12.5千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	電力費 600千円(50千円×12ヵ月)	
			水道光熱費 250千円(20.8千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	賃借料 600千円(50千円×12ヵ月)	
			消耗品費 400千円(33.3千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	事務用品費 120千円(10千円×12ヵ月)	
			修繕費 50千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	車両維持費(含ガソリン代) 550千円(45.8千円×12ヵ月)	
			通信費 408千円(34千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	地代家賃 2,400千円(200千円×12ヵ月)	
			保険料 400千円(33.3千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	農業副資材 96千円(8千円×12ヵ月)	
			租税公課 0千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	諸会費 50千円(年間)	
			運賃 24千円(2千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	支払手数料 300千円(25千円×12ヵ月)	
			減価償却 1,000千円(年間)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	私有車公用使用料 54千円(4.5千円×12ヵ月)	
			支払利息 180千円(15千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	研修費 22千円(年間)	
			包装資材費 276千円(23千円×12ヵ月)	
事業費	② 障がい者及びその家族に対する生活支援事業費	29,800	事業雑費 420千円(35千円×12ヵ月)	
			事業費計 88,431	

管理費	役員報酬	2,800	理事長 218.3千円×12ヶ月、180千円
	法定福利費	350	会社負担分 29.1千円×12ヶ月
	福利厚生費	0	
	会議費	0	
	諸会費	0	
	広告宣伝費	0	
	交際費	0	
	消耗品費	0	
	支払手数料	2,000	顧問料、事務手数料
	研修費	0	
	保険料	0	
	減価償却費	0	
	租税公課	750	年間消費税
	予備費（雑費）	0	
管理費計	5,900		
経常支出合計 (B) = 事業費+管理費	94,331		
経常収支差額 (C) = (A) - (B)	2,074		
前期繰越正味財産額	14,351		
次期繰越正味財産額	16,425		

※各事業ごとの収入・支出根拠計算を記入して下さい。

※事業費と管理費の区分をして下さい。

※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入して下さい。